

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農政課協同組合担当
内線番号	4899

No.	項目	内容
①	処分名	定款変更の認可
②	法令名	農業協同組合法
③	法令番号	昭和22年法律第132号
④	根拠条項	第44条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:所管区域内の事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長)
⑥	法令の定め	第44条第2項 定款の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	<p>農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p> <p>Ⅲ-2-1-1-2 審査要領(主な着眼点) (2)定款変更に係る認可について 組合の定款変更に関し、法第44条第2項(定款変更)に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項及び上記(1)の③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。 ただし、定款変更の内容が組合の事業又は地区の変更に係る場合にあつては、次の形式的事項並びに上記(1)の①及び③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、このうち、上記(1)の①の事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、組合の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合と十分協議するとともに、必要に応じ法第44条第3項において準用する法59条第2項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。 (形式的事項) ア上記(1)の②のアからウまでに掲げる事項 イ定款の変更手続は法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。</p> <p>【参考】 ○上記(1)の①の事項 ① 基本的事項 組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、少なくとも財産的基礎として法第10条の3の規定に基づく最低出資金額を、人的基礎として法第30条第3項に基づく常勤理事の要件をそれぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。 ○上記(1)の②アからウまでに掲げる事項 ② 形式的事項 ア申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。 イ申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。 ウ定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。 ○上記(1)③の事項 ③ 定款の内容に関する事項 ア目的、事業等の基本的事項は、法第1条、法第10条等の規定に照らし適正か。 イ事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。 ウ組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。 エ経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。 オ役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。</p>
⑧	経由機関名	所管区域を超える事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 2M
	経由期間	14日
	協議機関	
	当該処分機関	1.5月
⑫	問合せ	農林水産部農政課協同組合担当(075-414-4904)
⑬	備考	